

院内感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

院内感染とは、患者さんが診断され治療している病気とは別に、新たに発症した感染症や、医療従事者が医療施設内において感染することをいいます。

当院は、感染防止対策に施設全体で取り組んでいます。

2. 院内感染防止対策のための委員会等組織・運営に関する事項

院内感染防止対策委員会を月1回開催します。関連して様々な職種から成る感染制御チームを組織し、以下の項目の感染防止活動を実践します。

- 1) 感染防止対策マニュアルの作成
- 2) 院内監視や院内巡視の実施
- 3) 医療従事者の感染防止対策
- 4) 空調・給湯の設備、清掃等院内の環境管理
- 5) 医療に使用する材料など適切な洗浄・消毒・滅菌
- 6) 医療廃棄物の適切な方法での取り扱い

3. 職員研修に関する事項

新入職員や全職員対象に定期的に法定の研修を実施します。

4. 感染症の発生状況の報告に関する事項

細菌検査結果の配信や薬剤耐性菌の検出等、感染防止対策に必要な菌の検出時には、感染防止対策委員長、医療安全対策室に報告します。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

感染症の発生に関して規定された届け出を適切に行います。また、院内感染を疑う場合には、南加賀保健福祉センター等の行政機関に適時報告相談します。

6. 介護保険施設等との連携に関する事項

介護保険施設等からの求めに応じ、当該施設に赴いての实地指導等、感染対策に関する助言を行います。また、院内感染対策に関する研修を介護保険施設等と合同で実施します。